

◇大阪市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局高齢者施策部高齢福祉課)